

県南広域振興局長告示第36号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成24年3月30日

県南広域振興局長 田村均次

短期入所

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312600018	知的障害者更生施設 黄金荘	西磐井郡平泉町平泉字片岡69番地1	平成24年2月29日